

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

岬町長 田代 堯

岬町規則第25号

### 通勤手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 通勤手当支給規則（昭和33年岬町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第3号中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同項第4号中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同項第5号中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同項第6号中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同項第7号中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同項第8号中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同項第9号中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同項第10号中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同項第11号中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同項第12号中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同項第13号中「31, 600円」を「38, 700円」に改め、同条第4項第1号中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同項第2号中「12, 900円」を「13, 500円」に改める。

第2条 通勤手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第13号中「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同項第13号の次に次の8号を加える。

(14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満のとき 42,200円

(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満のとき 45,700円

(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満のとき 49,200円

(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満のとき 52,700円

- (18) 片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満のとき 56,200 円
- (19) 片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満のとき 59,600 円
- (20) 片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満のとき 63,000 円
- (21) 片道 100 キロメートル以上のとき 66,400 円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の通勤手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日（岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岬町条例第14号）においてこれらの規定を適用する場合は、令和8年4月1日）から適用する。  
(通勤手当の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の通勤手当支給規則の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。